

## 特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する基準

鳥取県教育委員会  
令和5年3月17日

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第2項に定める特別免許状の授与に係る教育職員検定においては、次のとおり確認を行う。

### 1 授与候補者の教員としての資質の確認

#### (1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能について、次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

(ア) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

(イ) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

(ウ) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

a アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）

b アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）

c グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）

d スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

イ 次の（ア）から（カ）に掲げる教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

(ア) 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験

(イ) 外国にある教育施設における勤務経験

(ウ) 大学における助教、助手、講師経験

(エ) 各種競技会等に向けた選手等としての活動

(オ) 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験

(カ) その他前各号と同等程度有用と認められる経験

ウ 次の（ア）から（カ）のいずれかに該当すること。

(ア) 外国の教員資格を保有していること。

(イ) 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有すること。

(ウ) 教科に関連する修士号、博士号等の学位を保有していること。

(エ) 各種競技会、コンクール、展覧会等において次のaからbに掲げる実績を有すること。

a オリンピック競技大会等国际的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

b 教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展した者又は全国規模のもので優秀な成績を収めた者

(オ) 大学における教職科目のうち鳥取県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修を受講していること。

(カ) 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業

の実施による評価その他の鳥取県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価を受けていること。

(2) 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について、以下の書類により確認を行う。

ア 任命（雇用）者による推薦状1通以上

a 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容

b 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること

c 任命権者（雇用者）における授与候補者に対する研修計画の立案、実施及び学習指導要領等の共通理解のための体制に関する対応状況

イ 本人の申請（志願）理由書

2 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

1 (2) アの書類により確認を行う。

3 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会において、書面及び面接（授与候補者が鳥取県公立学校教員採用候補者名簿登載者の場合は書面）により行う。